

十日町市鳥獣被害防止対策協議会電気柵設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 協議会長は、農作物等への鳥獣被害防止のモデル的取組および効果の検証のため、鳥獣侵入防止用電気柵（以下「電気柵」という）設置事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は市内在住の鳥獣被害防止に係る防護活動を実施する農業者とする。

(交付条件)

第3条 この補助金により取得した施設等は補助事業の完了後も善良なる管理をするとともに、効率的な運用を図らなければならない。

2 この補助金に係る収入・支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は電気柵の購入・設置に要する経費のうち協議会長が認める額とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の1/2以内とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(交付申請書)

第6条 規則第3条による申請書は様式第1号のとおりとし、1部を会長が別に定める期日までに会長へ提出しなければならない。ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、様式第2号によるものとする。

(補助金等の交付の決定)

第7条 会長は、補助金等の交付の申請があった時は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、速やかに補助金等の交付の可否を決定しなければならない。

(決定の通知)

第8条 会長は、補助金等の交付の決定をしたときはその決定内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をした場合において必要があるときはその旨及び理由を、速やかに補助金等の交付を申請した者に様式第3号により通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 事業費及び、事業内容の変更を行う場合は、様式第4号による電気柵設置事業費補助金計画変更承認申請書1部を会長に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第10条 事業を中止、又は廃止する場合は、様式第5号による電気柵設置事業中止(廃止)承認申請書1部を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに会長へ提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 規則第12条の規定による実績報告書は様式第6号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の実績報告書の提出時期は、事業の完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日とする。ただし、会長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(施設効果状況報告)

第12条 施設の設置効果を検証するため、事業主体より事業完了年度の翌年度から起算して5年間検証報告を求めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。